

会 員 規 則

JBSS-011 Rev.0

2018 年 5 月 26 日

会員規則

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本バングラデシュ協会の会員について定める。
会員に関する規則は、定款及びこの規則に定める所に拠る

(会 員)

第2条 定款及びこの規則の手續に従って入会を認められたものを会員とする

(入 会)

第3条 この法人の会員になろうとする者は、理事2名を含む会員3名の推薦を得て、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない
理事会により名誉会員及び特別会員に推薦された個人は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする

(資格審査)

第4条 この法人への入会を申請した者に対する審査は理事会が行う
理事会は申請者が次に掲げる要件の何れかを欠くと認める時は申請を却下し、または判断を行うために必要と認める時はこれを保留できる
但し保留した申請については1年以内に再審査しなければならず、再度保留することは出来ない

- (1) 定款に定める会員の種類に応じた形式要件を整えていること
- (2) 直近の3年間にわたりこの法人の賛助会員である個人及び法人
但しこの法人の事業に関し見識を有するもので理事会が特別に推薦した場合を除く
- (3) 過去3年間にこの法人から警告等を含む処分を受けていないこと

(会 費)

第5条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年所定の年会費を支払うものとする
学生会員は入会時に一時金を支払い学生である間その資格を有効とする
年会費の有効期間は4月1日から3月31日までとし、当該年度の開始時に一括して支払わなければならない
また、年度途中で入会するときも当該年度当初からの会費を支払うものとする

(権 利)

第6条 会員は次の権利を有する

- (1) 社員総会に出席し議決権を行使(学生会員を除く)できる
- (2) 理事及び監事に立候補することが出来る
- (3) この法人が発行するメールマガジン及び行事案内等の配布を受ける
- (4) この法人が主催する行事に参加することが出来る

(資格の喪失)

第7条 会員の資格の喪失は、定款第7条から第9条の規定による

(賞 罰)

第8条 会員に対する賞罰に関する規定は理事会の決議により別途定める

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う

- 附則
1. 本規則に定めなき事項は理事会の決議で決定する
 2. 本規則の実施日は2019年4月1日とする

以上